

第3期延岡新時代創生総合戦略・延岡市人口ビジョン策定支援業務 企画提案仕様書

1 業務名

第3期延岡新時代創生総合戦略・延岡市人口ビジョン策定支援業務

2 業務目的

本業務は「まち・ひと・しごと創生法」に基づき令和2年度に策定した「第2期延岡新時代創生総合戦略・延岡市人口ビジョン」の効果検証を行うとともに、本市における人口動態の現況や人口減少の原因等の分析のほか、将来推計等の見直し等の調査分析結果を踏まえ、新たに策定する「第3期延岡新時代創生総合戦略・延岡市人口ビジョン」の策定支援業務を委託する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

以下は本業務の概要を示したものであり、実施にあたっては、十分に打合せを行うこと。

(1) 第3期延岡市人口ビジョン策定支援

第2期延岡市人口ビジョンの整理分析や人口の現状分析支援、人口に着目した地域特性の分析の結果を踏まえ、以下の項目により第3期延岡市人口ビジョンの策定支援を行う。

- ① 将来展望に必要な調査分析の実施
- ② 目指すべき将来の方向についての分析
- ③ 人口の将来展望についての分析
- ④ 第3期延岡市人口ビジョンの印刷用原稿の作成

(2) 第2期延岡新時代創生総合戦略の効果検証支援

第2期延岡新時代創生総合戦略の具体的な取組の進捗状況や数値目標、KPI等の達成状況について把握・分析を行うために、公開データや延岡市各課室を対象とした調査などを実施し、調査結果のとりまとめを行うとともに、第3期延岡新時代創生総合戦略において重点的に取り組むべき施策を整理する。

また、達成状況の確認にあたっては、必要に応じて各課室のヒアリングを実施する。

(3) 第3期延岡新時代創生総合戦略の策定支援

将来人口推計の結果から人口動態に影響を及ぼすと考えられる延岡市の内部環境や外部環境など特性に即した地域課題等の分析をはじめ、第2期延岡新時代創生総合戦略の効果検証結果、延岡市が令和7年3月に実施した市民アンケート結果等を踏まえ、以下の項目により第3期延岡新時代創生総合戦略の策定支援を行う。

なお、策定支援に当たっては、内容を理解しやすいよう概要版も作成すること。

- ① 国や県、他市町村の動向等及び本市の特性を踏まえた施策体系及び基本目標等の整理、新たな数値目標の設定
- ② 具体的な施策を策定するため、延岡市各課室への調査を行い、本市に必要な施策等の分析・提案を行うとともに、施策の取りまとめ、新たなKPIの策定支援を実施
- ③ 掲載する施策やKPIについて、並行して策定を進めている第7次長期総合計画（前期）との整合
- ④ 第3期延岡新時代創生総合戦略の印刷用原稿の作成
（延岡市第7次長期総合計画（前期）と一体感のあるレイアウトにすること。）

(4) 打合せ協議

委託業務内容の円滑な履行に向けて、委託者との情報共有を進めるために必要とされる十分な回数の協議を実施する。

なお、受託者は、市担当者と緊密な連携を取り、報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

(5) 延岡市地方創生有識者会議運営支援及びパブリックコメント実施支援

当該案件に係る延岡市地方創生有識者会議の開催予定を年2回程度とし、会議資料の作成補助や会議への同席・説明補助、議事録作成などの運営支援を行う。

また、計画案については、パブリックコメントを実施するための支援を行うものとし、意見として得た内容を整理するとともに計画への反映を行う。

＝【参考】策定スケジュールイメージ＝

【令和7年7月～8月】	第3期人口ビジョン原案作成
【令和7年7月～9月】	第2期総合戦略の効果検証
【令和7年9月～11月】	第3期総合戦略原案作成
【令和7年11月～令和8年1月】	地方創生有識者会議での検討
【令和8年2月】	パブリックコメント
【令和8年3月】	第3期総合戦略・人口ビジョン策定

(6) 成果品納入

項目	数量等	納入期限
第3期延岡市人口ビジョン原案	電子データ	令和8年3月
人口推移予測に使用した Excel データ		
第2期延岡新時代創生総合戦略の効果検証原案		
第3期延岡新時代創生総合戦略原案		
第3期延岡新時代創生総合戦略の概要版原案		
業務報告書	一式（電子データ含む。）	

※ 留意事項

- ア 受託者は、業務完了時はその成果品について市の検査を受けなければならない。
- イ アの検査において、訂正や加筆等を必要とする箇所があった時は、受託者は直ちに適切な対応をしなければならない。
- ウ 業務完了後において、受託者の責による業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(7) (1)から(3)の業務内容に関する留意事項

(1)から(3)の業務に当たっては、国の地方創生に関する動向に留意しながら対応すること。

5 履行場所

延岡市の指定する場所

6 その他

(1) 委託料について

① 委託料については、本プロポーザルにて提出された見積書の額に準ずるものとするが、市と受託予定者との協議によって、仕様の追加や削除を行い、増減があるものとする。ただし、提案限度額を上回らないものとする。

② 委託料は精算払いとする。

(2) 市が提供する資料の取扱い

市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。

(3) 参考文献等の明記

成果品その他資料並びに電子データ内に文献その他の資料を引用した場合は、引

用元である文献その他資料の名称等を明記すること。なお、引用・掲載等については、原則として受託者の責をもって承諾を得た上で実施すること。

(4) 成果品の補正

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。

(5) 成果品の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて市に帰属するものとし、市が自由に加工、複写、増刷等を行い、公表できるものとする。

また、市の承諾を受けないで他に公表し、譲渡、貸与又は使用しないこと。

(6) 業務の補償

業務の遂行に当たっては、十分な注意を払って行うこととし、受託者の故意又は過失により市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(7) 再委託の禁止

受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、承認を得ること。

(8) 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。

(9) その他

本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書等に明記されていない事項については、市と協議の上、決定し、協議した内容を打合せ議事録に記録すること。

また、契約締結後、委託業務内容に変更が生じる場合は、市と受託者において、その都度協議するものとする。